

【凡例】

下線：修正箇所

u003c/divu003e

番号	部	章	節	ページ	修正前	修正後（案）	備考
1	5	2	1	7	1 区部と多摩地域の気象の概況 都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成20年度から平成29年度）で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので26回となり、年に3～4回の頻度となっている。	1 区部と多摩地域の気象の概況 都の水害記録によると、10棟以上の浸水被害が発生したのは、最近の10年間（平成21年度から平成30年度）で台風性による降雨で8回、集中豪雨等によるもので25回となり、年に3～4回の頻度となっている。	修正
2	5	2	3	9	5 下水道の整備 市は、都、青梅市、福生市とともに整備した流域下水道多摩川上流雨水幹線及び羽村市公共下水道により、広域的な雨水対策を実施している。 都が公表した「多摩川流域雨水幹線流域浸水予想区域図」は、想定最大規模降雨（時間最大雨量153mm総雨量690mm）を想定したシミュレーションにより予測されたものである。	5 下水道の整備 市は、都が整備した流域下水道多摩川上流雨水幹線及び羽村市、 <u>青梅市並びに福生市</u> の公共下水道により、広域的な雨水対策を実施している。 都が公表した「多摩川上流雨水幹線流域浸水予想区域図」は、想定最大規模降雨（時間最大雨量153mm総雨量690mm）を想定したシミュレーションにより予測されたものである。	修正
3	5	3	1	27	▽ 避難判断水位 避難準備情報の目安となる水位	▽ 避難判断水位 避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位	修正
4	5	3	1	31	② 水防警報の種類、内容及び発表基準 <u>(別表①のとおり)</u>	② 水防警報の種類、内容及び発表基準 <u>(別表①のとおり)</u>	修正
5	5	3	1	33	(1) 小内ダム放流通報（水道局） 【小内ダム放流通報情報伝達系統図】	(1) 小内ダム放流通報（水道局） <u>放流に係る各時点の最新情報を東京都水道局ホームページにより確認する。</u> <u>なお、水防態勢時（大雨、洪水、高潮、津波の警報、注意報発表時）の操作時に限り伝達が行われる。</u> 【小内ダム放流通報情報伝達系統図】	加筆
6	5	3	1	35	【羽村投渡堰通報情報伝達系統】	【羽村投渡堰通報情報伝達系統図】	修正
7	5	4		44	【状況区分と警戒レベルの相対関係図】 <u>(別表②のとおり)</u>	【状況区分と警戒レベルの相対関係図】 <u>(別表②のとおり)</u>	修正

1

羽村市地域防災計画（東京都意見に基づく修正箇所）新旧対照表（別表）

別表番号	修正前	修正後（案）	備考																																																
別表①	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td> 1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 </td> <td> 気象情報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td> 水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、樋管・樋門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 </td> <td> 雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。 </td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td> はん濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。 </td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td> 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防の上端からの水のおふれ・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。 </td> <td> はん濫警戒情報等により、または既にはん濫危険水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。 </td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td> 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準推移観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。 </td> <td> はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。またははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。 </td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。</td> <td>状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内 容	発 表 基 準	待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、樋管・樋門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防の上端からの水のおふれ・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報等により、または既にはん濫危険水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準推移観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。またははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。	情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">種類</th> <th style="width: 60%;">内 容</th> <th style="width: 30%;">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待機</td> <td> 1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。 </td> <td> 気象情報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。 </td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td> 水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。 </td> <td> 雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達しはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。 </td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</td> <td> はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>指示</td> <td> 水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。 </td> <td> はん濫警戒情報が発表されたり、すでにはん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td> 水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。 </td> <td> はん濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。 はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。 </td> </tr> <tr> <td>情報</td> <td>雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。</td> <td>状況により必要と認めるとき。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。</td> </tr> </tbody> </table>	種類	内 容	発 表 基 準	待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。	準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達しはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報が発表されたり、すでにはん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。 はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。	情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。			
	種類	内 容	発 表 基 準																																																
	待機	1 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。																																																
	準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の準備、樋管・樋門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。 水防団待機水位（指定水位）に達し、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。																																																
	出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意情報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。																																																
	指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、堤防の上端からの水のおふれ・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報等により、または既にはん濫危険水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき。																																																
	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準推移観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。またははん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。																																																
	情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。																																																
	地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。																																																		
	種類	内 容	発 表 基 準																																																
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象情報、警報などと河川状況により、特に必要と判断されるとき。																																																	
準備	水防活動に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。 水防団待機水位（指定水位）に達しはん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。																																																	
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）を超えるおそれがあるとき。水位、流量などの河川状況で必要と判断されたとき。																																																	
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、堤防斜面の崩れ・亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	はん濫警戒情報が発表されたり、すでにはん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。																																																	
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所による一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下がったとき。 はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても、水防活動を必要とする河川状況でないと判断されたとき。																																																	
情報	雨量・水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの。	状況により必要と認めるとき。																																																	
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。																																																			

別表②

状況区分	警戒レベル	状況区分・警戒レベル移行基準
状況区分Ⅰ	警戒レベル 1	「早期注意情報」気象庁が発表
		「注意報」気象庁が発表
状況区分Ⅱ	警戒レベル 2	「自主避難所」開設
		「災害対策本部」設置
状況区分Ⅲ	警戒レベル 3	「避難準備・高齢者等避難開始」発令
		「避難所」開設
状況区分Ⅳ	警戒レベル 4	「避難勧告」発令
		「避難指示（緊急）」発令
状況区分Ⅴ	警戒レベル 5	「災害発生情報」発令

状況区分	警戒レベル	状況区分・警戒レベル移行基準
状況区分Ⅰ	警戒レベル 1	「早期注意情報」気象庁が発表
		「注意報」気象庁が発表
状況区分Ⅱ	警戒レベル 2	「自主避難所」開設
		「災害対策本部」設置
状況区分Ⅲ	警戒レベル 3	「避難準備・高齢者等避難開始」発令
		「避難所」開設
状況区分Ⅳ	警戒レベル 4	「避難勧告」発令
		「避難指示（緊急）」発令
状況区分Ⅴ	警戒レベル 5	「災害発生情報」発令